

様式3 政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課		行政経営課					
①政策の柱	VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	③取組の基本方向	「市民の相互理解と共生のこころを育む」ため、市民一人ひとりがあらゆる人権を守るための「かけがえない個人の尊重」、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくための「男女共同参画の推進」、在住外国人が地域社会において安心して日常生活を送ることができる「多文化共生の地域づくり」に、重点的に取り組みます。						
②政策名	3 市民の相互理解と共生のこころを育む								
④目標	市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。	⑥政策指標の進捗状況	政策の指標	市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、社会生活を送っていると感じている市民の割合					
⑤政策を取巻く環境	成熟社会を迎えた21世紀にあっても、いまだ個人の意識や行動、社会慣習の中に差別や偏見が存在しており、すべての市民が、互いの個性や特性を認め、理解し合い、人権を尊重することのこころを育むための各施策の積極的な取組が重要となっている。		H19：基準	H20	H21	H22	H23	H24：目標	進捗状況
			32.8%	28.7%				45.0%	63.8%

2. 政策の評価

○現状と課題の分析	政策指標の進捗状況は、平成24年度の目標達成に向けては厳しい状況となっている。各施策の状況については、施策指標の達成度が高位から中位の結果となっており、市民満足度と重要度においても、ほとんどが比較的低い状況である中、「かけがえない個人の尊重」については、重要度が91本中10位となっており、高い住民・社会ニーズに応えていく必要がある。また、「男女共同参画の推進」については、社会情勢や市民ニーズを捉え、市民団体や事業者、教育関係者との連携強化を図りながら、より効果的に事業を推進する必要がある。「多文化共生の地域づくり」については、国際化・多文化共生に関する施策事業について関係する様々な主体との連携・協働により引き続き取り組むほか、平和行政についても、より効果的な施策事業の展開を図る必要がある。
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 政策を構成する施策一覧

No.	① 施策名	② 施策の達成状況				③ 施策の二次評価	④ 市民の意識		
		施策の指標	H19：基準	H20	H24：目標		進捗状況	満足度	重要度
1	かけがえない個人の尊重	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合 (%)	37.4	29.7	48.7	61.0%	人権擁護施策については、職員の人権の意識の高揚を図るため、セミナー等の取組を引き続き実施するほか、喫緊の課題であるDV被害者の支援については、関係機関等との連携強化やDV被害者の自立支援策などに積極的に取り組むこと。また施策の目標が早期に達成できるよう、「宇都宮市人権施策推進指針」を踏まえ、効果的な事業の展開について、関係課が連携を密にするとともに、人権に関する住民や社会のニーズの把握に努めること。	19.3%	82.3%
2	男女共同参画の推進	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合 (%)	29.9	24.6	41.1	59.9%	第2次男女共同参画行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動など様々な分野に参画できる社会づくりに向け、各種の啓発事業に取り組んできたが、「男女共同参画の推進」に係る市民満足度と重要度はやや低い状況にある。このため、今後は、より多くの幅広い世代の意識醸成を図れるよう、市民団体や事業者、教育関係者との連携強化を図りながら、多角的・効果的に事業を推進していくこと。	19.3%	61.1%
3	多文化共生の地域づくり	在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数	600	691	765	90.3%	国際化推進計画の策定を通して、在住外国人の意見聴取を行い、ボランティアの支援や地域社会における意識啓発事業などに取り組んできた。今後も、国際感覚を有する人材を育成し、国際化・多文化共生に取り組む市民や民間団体の活動を支援するとともに、多文化共生意識の醸成に資する事業や、様々な交流事業を通じた国際理解の促進、言葉やコミュニケーションの障壁の解消に寄与する事業について、関係する様々な主体との連携・協働を強化しながら、引き続き取り組む必要がある。平和行政については、平和親善大使派遣や平和のつどい等の事業を更に充実させるとともに、平和に関する市民活動を更に幅広く支援し、より効果的な平和啓発活動の展開に取り組む必要がある。	17.7%	52.2%